



新年のごあいさつ

栃木市長 鈴木俊美

「自然」「歴史」「文化」が息づき

「みんな」が笑顔のあつたか栃木市

新春を迎え、市民の皆様にとつて、今年一年が希望に満ちたよい年であり、ますことを心よりご祈念申し上げます。

これで、本市のまちづくりの基盤をしっかりと固めることが出来たと考えています。

さて、昨年は、本市のまちづくりにとつて、明るい話題がふたつありました。一つは、嘉右衛門町地区が国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けたこと、もう一つは、渡良瀬遊水地がラムサール条約の登録湿地になったことです。

そして、今年は、いままで準備を進めてきた各事業がいよいよ具現化してまいります。

いづれも、先人が守りつづけてきた地域資源を大切に保存し、次の世代の子どもたちもしっかりと引き継いでいくこと、そして、その価値を再認識して、積極的に活用をはかりながら、地域の活性化につなげていくことが重要であり、市としても決意を新たにしたいところです。

下都賀総合病院に端を発した地域医療問題については、下都賀総合病院、郡市医師会病院、とちの木病院の3病院の統合再編という方向で具体的な検討が進んでおり、平成25年度中には、栃木駅南に新病院の工事に着手いたします。

また、昨年6月には、本市のまちづくりの基本ルールとして、栃木市自治基本条例を制定し、まちづくりは市民が主体であるという基本理念や人権尊重、自然との共生、情報共有、市民参画、協働についての基本原則などを明らかにしました。

市役所の本庁舎については、昨年、旧福田屋百貨店栃木店の建物に移転することを決定し、すでに敷地、建物を取得いたしました。現在、リニューアルするための準備を進めており、平成26年2月にオープンとなる予定です。

さらに、12月議会において総合計画を決定し、10年後の目指すべき市の将来像や、その実現のための政策を体系的に明らかにしました。

総合計画における本市の将来都市像は、「自然」「歴史」「文化」が息づき「みんな」が笑顔のあつたか栃木市です。合併のメリットを最大限に活かすつ、来て・観て・住んで・あつたか「とちぎ」(キャッチフレーズ)の実現を目指して、今年もまい進していきます。市民の皆様のご支援とご協力をよろしく願っています。

また、昨年6月には、本市のまちづくりの基本ルールとして、栃木市自治基本条例を制定し、まちづくりは市民が主体であるという基本理念や人権尊重、自然との共生、情報共有、市民参画、協働についての基本原則などを明らかにしました。

総合計画における本市の将来都市像は、「自然」「歴史」「文化」が息づき「みんな」が笑顔のあつたか栃木市です。合併のメリットを最大限に活かすつ、来て・観て・住んで・あつたか「とちぎ」(キャッチフレーズ)の実現を目指して、今年もまい進していきます。市民の皆様のご支援とご協力をよろしく願っています。

☆「市長通信」は休みます。

住宅の新築を応援しています！

定住人口の増加を促進し、活性化を図る目的で賃貸住宅居住や市外在住の皆さんが市内に定住するために新築または購入した住宅に補助金を交付しています。

◆補助額・補助期間

対象住宅(居住部分)に係る固定資産税および都市計画税相当額を税が初めて課税された年度から下記期間を補助。合計100万円限度。

平成24年12月までに住宅が完成または所有権移転が完了したもの ⇒ 3年間補助 (平成25年度までに固定資産税が申請者に課税される必要があります)

平成25年1月から12月までに住宅が完成または所有権移転が完了したもの ⇒ 2年間補助 (平成26年度までに固定資産税が申請者に課税される必要があります)

◆対象者(次のいずれかに該当する方) ①補助対象住宅の新築又は購入の契約日前2年以上、市外に居住していた方②補助対象住宅の新築又は購入の契約日前2年以上、市内の賃貸住宅に居住していた方③親族が所有する市内の家に同居していた方で、他の敷地に住宅を新築又は購入し、当該親族と生計が別になった方

◆対象住宅(次の①～②をみたます住宅) ①対象者が新築又は購入し、自ら住んでいる住宅(契約日が平成22年3月29日以降のもの、なお、西方地域については平成23年10月1日以降のもの) ②併用住宅の場合、非住宅の部分が50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの

※既存住宅の建て替えや増築、中古住宅の購入は対象外。 ◆申請手続き 毎年、固定資産税および都市計画税を完納後に申請。 ◆申請期限 課税年度末日

- 本 施設管理課 ☎21-2622
大 都市建設課 ☎43-9215
藤 都市建設課 ☎62-0908
都 都市建設課 ☎29-1105
西 産業建設課 ☎92-0314



- 本 保険医療課 ☎21-2154
大 生活環境課 ☎43-9223
藤 生活環境課 ☎62-0903
都 生活環境課 ☎29-1102
西 生活環境課 ☎92-0307

◆助成金額 医療保険適用外治療費の2分の1の額。ただし栃木県特定不妊治療費助成事業等の対象となる場合は治療費から助成額を差し引いた額の2分の1(限度額は1年度10万円)
◆申請期限 医師が証明した治療期間の最終日から1年以内
★申請書の記入方法や申請方法などは直接問い合わせください。



本庁・各総合支所の所在地と☎など

- 本 本庁 ☎328-8686 入舟町7-26 ☎21-2224 / FAX24-8686
大 大平総合支所 ☎329-4492 大平町富田558 ☎43-9205 / FAX43-8818
藤 藤岡総合支所 ☎323-1192 藤岡町藤岡1022-5 ☎62-0900 / FAX62-4625
都 都賀総合支所 ☎328-0192 都賀町家中5982-1 ☎29-1100 / FAX28-0169
西 西方総合支所 ☎322-0692 西方町本城1 ☎92-0300 / FAX92-2611



秋の叙勲及び褒章受章

おめでとうございます

平成24年秋の叙勲及び褒章の受章者が発表され、本市から次の方々を受章されました。市民の皆さんとともに、心からお祝い申し上げます。(敬称略)

- 旭日小綬章 榑淵 忠男 (惣社町) 地方自治功勞
瑞宝双光章 若林 秀夫 (本町) 教育功勞
瑞宝単光章 田嶋 健一 (都賀町原宿) 消防功勞
瑞宝単光章 森戸 隆久 (祝町) 鉄道業務功勞
黄綬褒章 大山 寛 (田村町) 業務精勵(農業)
藍綬褒章 大島 悦子 (大平町土与) 更生保護功績

お知らせ

医療費助成申請書の提出方法変わります

『こども医療費』、『妊産婦医療費』、『ひとり親家庭医療費』、『重度心身障がい者医療費』の助成申請書の提出方法が変わります。『旧』医療機関ごとに申請書が必要(例:3医療機関 ↓申請書3枚)

『新』複数の医療機関でも、申請書は1枚で結構です。※一緒に提出する領収書は、医療機関ごとにまとめてお持ちください。また、今まで通り郵送での申請も受け付けます。

- 本 保険医療課 ☎21-2153
大 生活環境課 ☎43-9216

水道料金、下水道使用料等の検討

本市の水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、農業集落排水施設使用料、農業集落排水事業受益者分担金は、合併協定で「合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する」とされており、再編に向けた検討を始めました。

10月9日に、市長から上下水道事業調査委員会(学識経験者、有識者、各地域の推薦・公募委員15人で構成)に対し料金等の改定について諮問し

満たす方①婚姻している夫婦②申請日以前に夫婦の一方又は双方が1年以上栃木市(合併前の旧市町を含む)に住民登録している方③医療保険各法の加入者④市税の滞納がない方
◆助成期間 子1人につき通算5回まで(1年度1回/合併前の旧市町での申請回数も含む)

◆助成金額 医療保険適用外治療費の2分の1の額。ただし栃木県特定不妊治療費助成事業等の対象となる場合は治療費から助成額を差し引いた額の2分の1(限度額は1年度10万円)
◆申請期限 医師が証明した治療期間の最終日から1年以内
★申請書の記入方法や申請方法などは直接問い合わせください。

◆助成金額 医療保険適用外治療費の2分の1の額。ただし栃木県特定不妊治療費助成事業等の対象となる場合は治療費から助成額を差し引いた額の2分の1(限度額は1年度10万円)
◆申請期限 医師が証明した治療期間の最終日から1年以内
★申請書の記入方法や申請方法などは直接問い合わせください。